

子どもに係る国民健康保険税の均等割額軽減措置のさらなる拡充を求める請願

令和4年6月3日

青森市議会議長 長谷川 章 悦 様

青森市茶屋町11番5号
東青社会保障推進協議会
会長 森 明 彦

紹介議員 村 川 みどり

(請願の趣旨)

国民健康保険とは、人々が医療を受ける権利を公的責任で保障する公的医療保険の一つである。国では、全国知事会などからも要望が出されていた国民健康保険税の子どもに係る均等割額を令和4年4月1日から軽減措置した。軽減費用は国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1となっている。法定軽減世帯は、軽減後の均等割額部分が2分の1となるため、7割軽減世帯では8.5割軽減、5割軽減世帯では7.5割軽減、2割軽減世帯では6割軽減となっている。

均等割は“人头税”とも言われ、子どもの数が多いほど負担が重くなり、協会けんぽなどにはない制度である。国民健康保険は特別な算定方式が取られ、収入に応じて保険料が決まり、扶養親族には賦課されない被用者保険と比べ、あらかじめ医療給付費が幾らになるか予測し、それを保険税として国保加入者全員に割り振っている。

産まれたての乳児にまでも保険料を賦課徴収する制度は、子育て支援に逆行することから、全国知事会からも見直しの要求が出されている。

上記を踏まえ、以下のとおり請願する。

(請願事項)

国民健康保険税の均等割額軽減措置をさらに拡充すること。